

## 静岡県地域防災計画（共通対策の巻等及び原子力災害対策の巻）修正案の概要

平成 28 年 6 月 15 日

危機管理部危機政策課・原子力安全対策課

静岡県地域防災計画（共通対策の巻、地震対策の巻、津波対策の巻、風水害対策の巻、火山災害対策の巻、大火災対策の巻、大規模事故対策の巻、原子力災害対策の巻）の修正（案）の概要は、以下のとおりである。

### 1 法律の改正・防災基本計画の修正等に伴うもの

#### (1) 水防法・下水道法の改正に伴う修正【風水害対策】

○洪水・内水・高潮について、県又は市町は、最大規模を想定して各々の浸水想定区域を指定し、想定水深や浸水継続時間等の公表や避難確保措置を行うこと 等

#### (2) 活動火山対策特別措置法の改正等に伴う修正【火山災害対策】

○火山防災対策特別強化地域の指定（伊豆東部・富士山）、法定協議会の設置（富士山）協議会で承認された広域避難計画の修正に関する事項（噴火速報の活用等） 等

#### (3) 廃棄物処理法の改正に伴う修正【共通対策・地震対策】

#### (4) 土砂災害防止法の改正、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改訂等に伴う修正【共通対策・津波対策・風水害対策】

#### (5) 最近の災害対応の教訓を踏まえた防災基本計画の修正に伴うもの【共通対策】

○県本部による人的被害（死者・行方不明者数）の一元的な集約・調整及び国への報告

○県本部における総合的な活動調整及び災害現場における合同調整所の設置等による部隊間の活動調整・相互協力・情報共有の実施

○航空機の効果的な運用のため、県本部は国と連携して調整を実施

○県及び市町の業務継続計画等において、非常時優先業務等必要な 6 要素を定める 等

### 2 県が策定した防災に関する各種計画等の反映に伴うもの

#### (1) 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」の策定に伴う修正【地震対策】

○広域応援の受入について、「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」から「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」に基づくことに修正 等

#### (2) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定に伴う修正【津波対策】

○指定に伴い市町防災計画に定める事項、避難確保計画の作成及び報告 等

### 3 その他の時点修正等に伴うもの

○県の組織改編を踏まえた修正、指定公共機関等の名称変更に伴う修正【各巻】

○静岡県第 4 次地震被害想定追加資料（新 L1 モデル）の公表に伴う修正【地震・津波】

○地震対策緊急整備事業の実施期間（35 年→40 年）の延長に伴う修正【地震対策】

○原子力災害対策指針の改正等に伴う、O I L の判断に関する記載の追加 等

【原子力災害対策】

## 1 法律の改正・防災基本計画の修正等に伴うもの

### (1) 水防法・下水道法の改正に伴う防災基本計画修正の反映

#### a 共通対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第2章 災害 予防計画	第15節 ライフライン事業の復旧に関する計画(新設)	○ライフライン事業者は広域的な応援体制の整備に努めること及び下水道事業者は、災害時も下水道機能を維持するため、民間事業者との協定締結や必要な資機材の整備に努めることを記載	5
第3章 災害 応急対策計画	第32節 下水道災害応急対策計画(新設)	○下水道事業者は、災害時に公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずることを記載	11

#### b 風水害対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第2章 災害 予防計画	第1節 河川災害 予防計画	○河川管理者は、特別警戒水位を定める河川について、想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を定めるとともに、浸水継続期間の公表を行うよう修正 ○県又は市町(下水道管理者)は、雨水出水特別警戒水位を定める下水道(※内水氾濫を想定)について、想定しうる最大規模の降雨による雨水出水浸水想定域を定めるとともに、浸水継続期間の公表を行うことを記載 ○洪水浸水想定区域だけでなく、雨水出水浸水警戒区域・高潮浸水想定区域(総称して「浸水想定区域」という)についても、区域内の要配慮者施設等について、洪水予報等の伝達その他避難に関する事項を定めるよう修正	45 ～ 46
	第2節 海岸保全 災害防除計画	○県は、高潮特別警戒水位を定める海岸について、想定しうる最大規模の高潮による浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域や浸水想定時間等を公表することを記載	46 ～ 47
第3章 災害 応急対策計画	第6節 水防に関する 予警報	○雨水出水特別警戒水位及び高潮特別警戒水位に到達したことを水防管理者等に通知することを記載	50

### (2) 活動火山対策特別措置法の改正等に伴う修正

#### a 火山災害対策の巻 (I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画)

章	項目	修正要旨	頁
第I章 総則	第1節 想定	○活動火山対策特別措置法(以下「活火山法」という。)に基づき、伊豆東部火山群の火山災害警戒地域として伊東市、伊豆市が指定されたことを記載。	53

		○火山現象に関する情報として、新たに「噴火速報」を追加し、その内容（噴火の発生事実を迅速に知らせる）及び発表時期（噴火発生時ただちに）を記載	53
--	--	--	----

b 火山災害対策の巻（Ⅱ 富士山の火山災害対策計画）

章	項目	修正要旨	頁
第1章 総則		○活火山法に基づく「富士山火山防災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置したことを記載	57 ～ 58
	第1節 想定	○活火山法に基づき、富士山の火山災害警戒地域として三島市等が指定されたことを記載	
	第2節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等	○火山現象に関する情報等として、新たに「噴火速報」を追加し、その内容（噴火の発生事実を迅速に知らせる）及び発表時期（噴火発生時ただちに）を記載	
	第3節 避難計画	○広域避難路の図について、新東名高速道路の開通（浜松いなさ JCT 以西）を反映する修正。	59
第3章 災害応急対策計画	第2節 避難勧告等	○救助に関する事項として、県が救出活動の総合調整を行うことや、避難未実施者等の救助に関することを記載	62

(3) 廃棄物処理法の改正に伴う修正

a 共通対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第3章 災害応急対策計画	第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画（節名修正）	○基本方針として、「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」を踏まえて迅速・適正に処理することを記載 ○災害廃棄物処理に関する県・市町の実施事項を追加	10

a 地震災害対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第2章 平常時対策	第4節 地震災害予防対策の推進	○清掃活動及び災害時廃棄物処理体制の整備における市町の実施事項として、第4次地震被害想定を踏まえた「災害廃棄物処理計画」を作成することに修正	16 ～ 17

(4) 土砂災害防止法の改正、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改訂等に伴う修正

a 共通対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第2章 災害予防計画	第6節 住民の避難誘導體制	○市町は住民に対し、災害種別に応じて適切な避難地に避難することを周知徹底することを記載	4

		○市町は住民に対し、立ち退き避難が原則であるが、周囲の状況等によっては垂直避難等を行うべきことについて周知徹底することを記載。併せて市町の避難情報に応じて住民に求められる安全確保措置について整理し記載 ○防災マップの作成による住民の理解促進について記載	4
--	--	---	---

b 津波対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第2章 平常時対策	第4節 津波災害予防対策の推進	○市町は、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした発令基準を設定することを記載	37

c 風水害対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第2章 平常時対策	第2節 海岸保全災害防除計画	○市町は、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することや、予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告を発令することができるよう発令基準を設定することを記載	47
	第5節 土砂災害防除計画	○市町は、土砂災害警戒区域を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害メッシュ情報を用いて避難勧告を絞り込んで発令できるよう発令範囲を設定することを記載	48

(5) 最近の災害対応の教訓を踏まえた防災基本計画の修正に伴うもの

【人的被害の一元的な集約】

a 共通対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第2章 災害応急対策計画	第33節 突発的災害に係る応急対策計画	○県災害対策本部の実施事項として、人的被害（死者・行方不明者数等）についての一元的な集約・調整、関係機関からの積極的な情報収集、情報の整理・突合・精査及び消防庁へ報告を行うことを記載	11 ～ 12

【県本部等における活動調整】

a 共通対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第2章 災害応急対策計画	第33節 突発的災害に係る応急対策計画	○県災害対策本部は、防災関係機関調整会議等を開催し、要救助者の発見場所など各機関の活動に資する情報の共有及び総合的な活動調整を行うことを記載 ○災害現場で活動する自衛隊等の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、部隊間の情報共有及び活動調整など、必要に応じた部隊間の相互協力を行うことを記載	12

## 【航空機の運用調整】

### a 共通対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第2章 災害 応急対策計画	第33節 突発的災害に係る応急対策計画	○県災害対策本部は、航空機の有効活用のため、航空機の運用に関し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うことを記載。	12

## 【業務継続計画等】

### a 共通対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第2章 災害 予防計画	第16節 県・市町の業務継続に関する計画（新設）	○県及び市町は、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図り、計画の評価・検証等を踏まえた見直しを行うことを記載。 ○内閣府作成の「業務継続計画作成ガイド」等を踏まえ、少なくとも非常時優先業務の整理、電気・水・食料等の確保などの6要素についてあらかじめ定めておくことを記載。	5

## 2 県が策定した防災に関する各種計画等の反映

### (1) 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」の策定に伴う修正

#### a 地震対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第2章 平常 時対策	第4節 地震災害 予防対策の推進	○生活の確保における燃料として、 ・県は石油連盟との重要施設の情報供給に係る覚書に基づき、燃料の供給に必要な情報共有を事前に図ることを記載 ・重要施設の管理者は燃料の備蓄等に努めることや燃料供給協定を締結している石油組合等の受注機会の増大に努めることを記載	16
第5章 災害 応急対策	第4節 緊急輸送 活動、第5節 広域 応援活動、第10節 地域への救援活動	○東海地震発生時の広域応援の受入について、「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」によるとの記載を、 <u>南海トラフ地震発生時の広域応援の受入について、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」</u> による、との記載に修正	31 ～ 33
	第4節 緊急輸送 活動	○緊急輸送のための燃料確保対策として、緊急輸送車両に対する燃料の優先供給に関する調整や燃料供給拠点の稼働状況等に関する情報共有を行うことを記載	32
	第5節 広域応援 活動	○県は、全国の防災関係機関等から災害応急対策活動に係る広域応援を受け入れるため、救助・消火活動、医療活動等を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点として静岡空港を活用することを記載	32
	第10節 地域への 救援活動	○県は重要施設の需要を取りまとめ国に対して燃料の供給要請を行うことを記載	33

(2) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定に伴う修正

a 津波災害対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第2章 平常時対策	第4節 津波災害予防対策の推進	○津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域の指定があった市町は、防災計画において、警戒区域ごとに、以下の事項について定めることを記載。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波に関する情報の収集及び伝達等</li> <li>・避難施設その他の避難場所及び避難路</li> <li>・津波避難訓練の実施</li> <li>・警戒区域内要配慮者施設等の名称や所在地</li> <li>・当該要配慮者施設等の利用者の、津波の発生時における迅速な避難の確保措置</li> </ul>	37 ～ 39
		○津波防災地域づくりに関する法律に基づく避難促進施設(上記の要配慮者施設等)の管理者は、以下の事項を定めた避難確保計画を作成し、市町長に報告することを記載 <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波発生時の避難促進施設の防災体制</li> <li>・避難促進施設利用者の避難の誘導</li> <li>・避難促進施設における避難訓練等の実施</li> <li>・その他利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項</li> </ul>	39

**3 その他の時点修正等**

○県の組織改編を踏まえた修正

章	項目	修正要旨	頁
各巻 各章	各節	知事直轄組織、政策企画部、知事公室広聴広報課、経済産業部農業局 等に修正	6 等

○指定公共機関・指定地方行政機関の名称変更に伴う修正

章	項目	修正要旨	頁
各巻 各章	各節	関東農政局静岡地域センター、浜松地域センター → 関東農政局静岡支局 東京電力→東京電力パワーグリッド ソフトバンクモバイル(株)→ソフトバンク(株) 岳南鉄道(株)→岳南電車(株) 等に修正	14 ～ 15 等

○静岡県第4次地震被害想定追加資料（新L1モデル）の公表に伴う修正

章	項目	修正要旨	頁
地震対策・津波対策の巻 第1章 総則	第3節 予想される災害	想定を実施したレベル1の津波（駿河トラフ・南海トラフ沿い）について、宝永型地震、安政東海型地震、5地震総合モデルを追加。	13 ・ 36

○地震対策緊急整備事業の実施期間（35年→40年）の延長等に伴う修正

a 地震対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第3章 地震 防災施設緊急 整備計画	第2節 地震対策 緊急整備事業計画	○地震財特法の延長による地震対策緊急整備事業の実施期間の変更に伴う修正	17 ～ 26
	第3節 地震防災 緊急事業五箇年計 画	○県及び市町の事業計画の見直し等に伴う事業概要(箇所数等)及び概算事業費の修正 【地震対策緊急整備事業計画（昭和55年～平成31年度）計画事業費合計】 変更前 952,812→ 変更後 1,079,357 (百万円) 【地震防災緊急事業五箇年計画（平成23年～27年度）計画事業費 合計】 変更前 102,026→ 変更後 100,299(百万円)	

○原子力災害対策指針の改正等に伴う、OILの判断に関する記載の追加 等

a 原子力災害対策の巻

〈OILの判断に関する記載の追加〉

章	項目	修正要旨	頁
第3章 緊急 事態応急対策	第4節 避難、屋内 退避の防護措置	○ OIL1については、空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合に避難を判断することを記載 ○ OIL2については、空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に一時移転を判断することを記載	80

〈原子力災害医療体制の見直し〉

章	項目	修正要旨	頁
第3章 緊急 事態応急対策	第8節 救助・救 急、消火及び医療 活動	○原子力災害対策指針改正により、原子力災害医療体制が見直されたことにより、「三次被ばく医療機関」を「高度被ばく医療センター」に修正。	82
図表（3-8-4）		○高度医療被ばく医療支援センターに福島県立医科大学を追加。	82 83
図表（3-8-5）		○原子力規制委員会により、原子力災害医療・総合支援センター（静岡県担当）として福島県立医科大学が指定されたことにより追加。	83